

○茨城県少年指導委員運営規則

昭和60年3月30日

公安委員会規則第11号

〔沿革〕 昭和61年5月公安委員会規則第6号、62年4月第6号、11月第9号、63年1月第1号、4月第4号、平成元年4月第1号、3年4月第6号、4年4月第5号、5年4月第4号、6年10月第8号、7年8月第3号、17年1月第1号、3月第4号、7月第10号、9月第13号、12月第14号、18年5月第7号、27年2月第3号、28年3月第4号、29年3月第6号、令和元年12月第6号、3年2月第2号改正

茨城県少年指導委員運営規則を次のように定める。

茨城県少年指導委員運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県少年指導委員（以下「少年指導委員」という。）の運営に関し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）及び少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）の規定によるほか必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 法第38条第1項の規定に基づき、少年指導委員を委嘱するときは、様式第1号に定める委嘱状を交付して行うものとする。

(解嘱)

第3条 法第38条第6項の規定に基づき、少年指導委員を解嘱するときは、様式第2号に定める解嘱通知書を交付して行うものとする。

2 前項の解嘱通知書を交付したときは、様式第3号に定める受領書を徴するものとする。

(活動区域)

第4条 少年指導委員規則第2条第1項の規定に基づく、少年指導委員の活動区域の名称及び活動区域は、別表のとおりとする。

(立入り)

第5条 法第38条の2第2項の規定による指示は、当該少年指導委員に対し、書面の交付により行うものとする。

2 法第38条の2第3項の規定による報告は、書面の提出により行うものとする。

(身分証明書)

第

6条 少年指導委員は、その活動（法第38条の2第1項の規定による立入りをを行う場合を除く。）を行うに当たっては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 前項に規定する証明書の様式は、様式第4号のとおりとする。

（委任）

第7条 この規則に定めるほか、少年指導委員の運営に関し必要な事項は、警察本部長が定めるものとする。

附 則

この規則は、昭和60年4月3日から施行する。

附 則 （昭和61年5月31日公安委員会規則第6号）

この規則は、昭和61年6月1日から施行する。

附 則 （昭和62年4月16日公安委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和62年11月30日公安委員会規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和63年1月28日公安委員会規則第1号）

この規則は、昭和63年1月31日から施行する。

附 則 （昭和63年4月14日公安委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成元年4月24日公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成3年4月1日公安委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成4年4月1日公安委員会規則第5号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 （平成5年4月1日公安委員会規則第4号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 （平成6年10月31日公安委員会規則第8号）

この規則は、平成6年11月1日から施行する。

附 則 (平成7年8月23日公安委員会規則第3号)

この規則は、平成7年9月1日から施行する。

附 則 (平成17年1月13日公安委員会規則第1号)

この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1)・(2) [略]
- (3) [前略] 第13条の規定〔中略〕 平成17年3月22日
- (4) 前各号に掲げる規定以外の規定 平成17年3月28日

附 則 (平成17年3月17日公安委員会規則第4号)

この規則〔中略〕は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月28日公安委員会規則第10号)

この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) [略]
- (2) [前略] 第16条〔中略〕の規定 平成17年9月2日
- (3) [略]
- (4) [前略] 第17条〔中略〕の規定 平成17年10月1日
- (5) [略]

附 則 (平成17年9月15日公安委員会規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年12月8日公安委員会規則第14号)

この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) [前略] 第22条〔中略〕の規定 平成18年1月1日
- (2)～(4) [略]

附 則 (平成18年5月1日公安委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年2月26日公安委員会規則第3号抄)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日公安委員会規則第4号抄)
(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日公安委員会規則第6号抄)
(施行期日)

第1条 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月19日公安委員会規則第6号抄)
(施行期日)

第1条 この規則は、令和2年3月2日から施行する。

附 則 (令和3年2月12日公安委員会規則第2号)
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表 (第4条関係)

活動区域の名称及び活動区域

警察署名	活動区域の名称	活動区域
水戸	水戸地区	水戸警察署管内
笠間	笠間地区	笠間警察署管内
ひたちなか	ひたちなか地区	ひたちなか警察署管内
那珂	那珂地区	那珂警察署管内
大宮	大宮地区	大宮警察署管内
太田	太田地区	太田警察署管内
大子	大子地区	大子警察署管内
日立	日立地区	日立警察署管内
高萩	高萩地区	高萩警察署管内
鉾田	鉾田地区	鉾田警察署管内
鹿嶋	鹿嶋地区	鹿嶋警察署管内
神栖	神栖地区	神栖警察署管内
行方	行方地区	行方警察署管内
竜ヶ崎	竜ヶ崎地区	竜ヶ崎警察署管内
牛久	牛久地区	牛久警察署管内
稲敷	稲敷地区	稲敷警察署管内
土浦	土浦地区	土浦警察署管内

石岡	石岡地区	石岡警察署管内
つくば	つくば地区	つくば警察署管内
筑西	筑西地区	筑西警察署管内
下妻	下妻地区	下妻警察署管内
桜川	桜川地区	桜川警察署管内
結城	結城地区	結城警察署管内
常総	常総地区	常総警察署管内
古河	古河地区	古河警察署管内
境	境地区	境警察署管内
取手	取手地区	取手警察署管内

様式第1号（第2条関係）

委 嘱 状

殿

あなたを茨城県少年指導委員に委嘱します

期間は 年 月 日から 年 月 日までとします
年 月 日

茨城県公安委員会 印

解 嘱 通 知 書

年 月 日

住 所

氏 名 殿

茨城県公安委員会 印

あなたは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条第6項第 号に該当する
ので、 年 月 日をもって茨城県少年指導委員を解嘱します。

（不服申立に係る教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3
月以内に、茨城県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分
があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の
翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内
（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合に
あっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以
内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県
公安委員会となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知
った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して
1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審
査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して
1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

受 領 書

年 月 日付け茨城県公安委員会の少年指導委員解嘱通知書を受け取り
ました。

年 月 日

住 所

氏 名

茨城県公安委員会 殿

様式第4号 (第6条関係)

(表)

8.5

5.5

NO

写真

少年指導委員証

活動区域

氏名

(年 月 日生)

年 月 日

公安委員会 印

4.5

7.5

(裏)

- 1 少年指導委員は、その活動（風俗営業所等への立入りを
を行う場合を除く。）を行う場合は、この証明書を携帯し、
関係者から請求があったときは、これを提示しなければなら
ない。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証明書を破損し、又は紛失したときは、その旨を遅
滞なく発行者に届け出なければならない。
- 4 この証明書は、少年指導委員の身分を失ったときは、発
行者に速やかに返納しなければならない。
- 5 この証明書の有効期限は、 年3月31日までとす
る。

備考 1 表側の色彩は、縁を淡緑色、文字を黒色、地を白色とする。

2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。